

独立行政法人国立美術館旅費規則

全部改正 平成19年1月30日

平成19年国立美術館規則第1号

[一部改正：平成19年10月17日改正 国立美術館規則第54号]

[一部改正：平成24年3月22日改正 国立美術館規則第10号]

[一部改正：平成27年3月30日改正 国立美術館規則第2号]

[一部改正：令和5年2月28日改正 国立美術館規則第5号]

[一部改正：令和5年3月28日改正 国立美術館規則第28号]

[一部改正：令和7年6月30日改正 国立美術館規則第20号]

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）の業務のため旅行する国立美術館の役員、館長、センター長及び職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者に対し支給する旅費に関する基本的な事項を定め、業務の円滑な運営と旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員 独立行政法人国立美術館組織規則（平成13年国立美術館規則第1号）（以下「組織規則」という。）第4条に規定する者をいう。
- 二 館長 組織規則第8条に規定する者をいう。
- 三 センター長 組織規則第10条の2に規定する者をいう。
- 四 職員 独立行政法人国立美術館職員就業規則（平成18年国立美術館規則第16号）の適用を受ける者（第二号及び前号に掲げる者を除く）、独立行政法人国立美術館再雇用職員の就業に関する規則（平成18年国立美術館規則第25号）の適用を受ける者、独立行政法人国立美術館有期雇用職員就業規則（平成18年国立美術館規則第33号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する者（以下「有期雇用職員」という。）、独立行政法人国立美術館アソシエイトフェローの就業に関する規則（平成23年国立美術館規則第1号）の適用を受ける者、独立行政法人国立美術館任期付研究員の就業に関する規則（平成22年国立美術館規則第22号）の適用を受ける者及び独立行政法人国立美術館特定有期雇用職員の就業に関する規則（平成26年国立美術館規則第7号）の適用を受ける者をいう。
- 五 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びそれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- 六 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 七 出張 役職員が業務のため一時その勤務地（常時勤務する勤務地のない場合又は第4条に規定する旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他第4条に規定する旅行命令権者が認める場所）を離れ旅行し、又は役職員以外の者が国立美術館の依頼又は要求

に応じ一時その勤務地、住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。

- 八 赴任 新たに採用された役職員（有期雇用職員を除く。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた役職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。
- 九 家族 内国旅行にあっては役職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては役職員の配偶者及び子で役職員と生計を一にするものをいう。
- 十 遺族 役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 十一 旅行役務提供者 旅行業者等で、国立美術館と旅行役務提供契約（旅行業者等が国立美術館に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、国立美術館が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

- 第3条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し旅費を支給する。
- 2 役職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族に対して旅費を支給する。
- 3 役職員以外の者が国立美術館の依頼又は要求に応じ旅行する場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 4 前3項の規定に該当する場合を除くほか、他の規則に特別の定めがある場合には、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、第5条第2項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で次の各号で定めるものを旅費として支給することができる。
- 一 交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費として第17条から第20条で規定するものをいう。以下同じ。）として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払い戻し手続をとったにもかかわらず、払い戻しを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について規定により支給を受けることができた交通費又は宿泊費の額をそれぞれ超えることができない。
- 二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について規定により支給を受けることができた転居費の額に相当する額の範囲内の額
- 三 外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について規定により支給を受けることができた額の範囲内の額
- 6 第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災又は宿泊施設の火災等、本人の責めに帰すべきでない理由による事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号で定める金額を旅費として支給することができる。
- 一 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅

行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以降の旅行を完了するため規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

7 第1項から第6項までに規定する場合において、国立美術館が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 前条第1項又は第3項の規定に該当する旅行は、理事長、センター長又は館長（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

第5条 旅行命令権者は、業務の円滑な遂行を図るため必要があり、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。

2 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第7条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

3 旅行命令権者は、旅行命令等を発し又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間及び旅行命令権者の役職を記録し、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

5 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又は変更した場合には、できるだけ速やかに第3項で定める事項を出納命令役又は分任出納命令役（以下「出納命令役等」という。）に通知しなければならない。

6 旅行命令簿等は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第3項に定める事項のほか、当該旅行者の所属、住所又は居所、役職、氏名、旅費の請求者並びに概算払い及び精算払いに係る支給年月日及び支給額を記載又は記録する。

第6条 旅行命令権者は、役職員以外の者に出張を依頼する場合は、国立美術館の役職員のうちから、招へい責任者を置くことができる。

2 招へい責任者は、役職員以外の者の出張に際し、当該出張に必要な旅費を請求することができる。この場合において、招へい責任者は、当該旅費について会計上の責任を有する。

（旅行命令等に従って旅行することができない場合）

第7条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をし

なければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行をしたときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅行命令簿等を省略できる場合)

第8条 役職員が出発地から鉄道100キロメートル未満（水路又は陸路については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして算出する。以下、この規則において同じ。）の旅行をする場合は、第5条第3項に規定する旅行命令簿等を省略し、乗車賃の実費額を立替払等により支給することができる。ただし、特別急行列車又は普通急行列車（以下「特急列車等」という。）を利用する場合は、これを省略することができない。

(旅費の種類)

第9条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とする。

(旅費の計算)

第10条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第2章で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行しがたい場合には、実際の経路及び方法によって計算する。

第11条 私事のために勤務地又は出張による滞在地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は私事による滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は私事による滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張による滞在地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、勤務地又は出張による滞在地から目的地に至る旅費を支給する。ただし、居住地又は私事による滞在地からの旅行において、合理的な理由がある場合であって、旅行命令権者が適当と認めた場合は、この限りでない。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、役職の変更等のため交通費を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続き)

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の請求をする者は、請求書に必要な書類を添えて、出納命令役等に提出するものとする。

- 2 前項に掲げる必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その計算に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額は支給を受けることができない。

- 3 第1項に規定する旅費請求書に添付すべき資料は、その支払を証明するに足る資料及び請求内容が適切であることを明らかにする資料とする。
- 4 第1項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第1の左欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項及び別表第2の左欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。
- 5 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第1中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載又は記録され、かつ、出納命令役等が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもって、第1項に定める請求書に代えることができる。
- 6 旅行命令権者及び出納命令役等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合は、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。
- 7 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び出納命令役等は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第14条 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した場合は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、当該旅行を完了した日の翌日から起算して2週間以内に当該旅行について旅費の精算をするものとする。

第15条 出納命令役等は、前条の規定による精算の結果、過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させるものとする。

第16条 出納命令役等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第14条に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前条に規定する過払金を返納しなかった場合には、出納命令役等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第2章 旅費の種目及び内容

第一節 交通費

(鉄道賃)

第17条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 急行料金（特別急行料金を含む。）
- 三 寝台料金
- 四 座席指定料金
- 五 特別車両料金（内国旅行にあっては役員、館長及びセンター長（以下「役員等」という。）に限る。）

六 前各号に掲げる費用に付隨する費用

- 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により役員等以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第18条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 寝台料金
- 三 座席指定料金
- 四 特別船室料金（内国旅行にあっては役員等に限る。）
- 五 前各号に掲げる費用に付隨する費用

- 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（役員等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により役員等以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第19条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
 - 二 座席指定料金
 - 三 前二号に掲げる費用に付隨する費用
- 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。
- 一 内国旅行の場合であつて、役員等が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
 - 二 外国旅行の場合であつて、役員等が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
 - 三 外国旅行の場合であつて、役員等以外の者が著しく長時間にわたる移動をするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第20条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 バスを利用する移動に要する運賃
- 二 タクシーを利用する移動に要する運賃
- 三 レンタカーの賃料その他の移動に直接要する費用
- 四 前三号に掲げる費用に付隨する費用

第二節 宿泊費等

(宿泊費)

第21条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第3のとおり定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として第2項及び第3項に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

- 2 前項で定める場合は、内国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。
 - 一 国際会議において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
 - 二 業務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- 3 第1項で定める場合は、外国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。
 - 一 国際会議（これに準ずるものも含む。以下この号及び次号において同じ。）において外国政府、国際機関その他国際会議の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
 - 二 国際会議に出席するため役員等の外国旅行に同行する者が役員等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ業務の運営上支障を来すとき。
 - 三 業務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
 - 四 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

(包括宿泊費)

第22条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第23条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第4に定める1夜当たりの定額とする。

- 2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。
 - 一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
 - 二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額
- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第4のとおりとする。ただし、支給される交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分

の 1 の額とする。

- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前 3 項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第三節 転居費等

（転居費）

第 24 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 26 条第 1 項に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次項に定める方法により算定される額とする。

- 2 前項に規定する方法は、次に掲げる方法とする。ただし、外国旅行においては、別表第 5 に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

- 一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- 二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- 三 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくはレンタカーその他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

- 3 前項の算定に当たっては、この規則により他の種目として支給を受ける費用その他の国立美術館の経費による支給が適当でない費用として理事長が定めるものを除くものとする。

- 4 役職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前 2 項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第 25 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては 5 夜分を、外国旅行にあっては 10 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第 26 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- 一 内国旅行にあっては、次に掲げる額

- イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下本条において同じ。）を役職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、役職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費の合計額に相当する額

- ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を役職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後ににおける役職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

- 二 外国旅行にあっては、次に掲げる額

- イ 赴任の際、家族を役職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、役職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額
 - ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を役職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任における役職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ又は第二号ロに規定する期間を延長することができる。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第27条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）における勤務地の変更に伴う旅行については、国設宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

第四節 その他の種目

（渡航雑費）

第28条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして以下に定める費用の額（業務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- 一 保険料
- 二 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

（遺族の旅費）

第29条 第3条第2項の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 役職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費
 - 二 役職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第九号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第3章 雜 則

（旅費の支給額の上限）

第30条 交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第17条第1項各号、第18条第1項各号、第19条第1項各号及び第20条各号に掲げる各費用について、当該各条並びに第10条、第11条及び第12条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条並びに第10条、第11条

及び第12条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第31条 この規則による旅費を支給した場合に、旅行の性質上又は特別の事情により不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、次の各号に掲げるところにより、調整するものとする。

- 一 役職員の職務がさかのぼって変更された場合において、当該役職員が既に行った旅行に係る旅費の増減は行わない。
 - 二 国立美術館の経費以外の経費から旅費の一部が支給される場合には、正規の旅費（規則に規定する旅費で本条の規定による調整を行う以前の旅費をいう。以下同じ。）のうち国立美術館の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費を支給しない。
 - 三 出納命令役等は、前2号に定めるもののほか、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。
- 2 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規則の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの規則の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第32条 出納命令役等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規則又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの規則又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、出納命令役等は、前項に規定する返納に代えて、当該出納命令役等がその後においてその者に對し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(役職員以外の者に対する旅費)

第33条 旅行命令権者の依頼に応じて旅行する役職員以外の者は、原則として役員等以外の職員相当とし、これにより難い場合は、用務の内容、出張依頼を受けた者の学識経験、社会的地位等を考慮し、役職員との均衡を勘案して、旅行命令権者が同等と認めた役職員相当とする。

(理事長の監督)

第34条 理事長は、この規則の適正な執行を確保するため、旅行命令権者に対して、この規則の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの規則の執行について必要な措置を求めることができる。

附 則

この規程は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の独立行政法人国立美術館旅費規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年10月17日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の独立行政法人国立美術館旅費規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和7年7月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 この規則は、旅行命令権者がこの規則の適用の日以後に旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し、旅行命令権者がこの規則の適用前に旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。

別表第1

旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（請求書）

区分	記載事項又は記録事項
出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書	出納命令役等の役職及び氏名 請求者の所属、住所又は居所、役職及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目及びその金額請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）
赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書	出納命令役等の役職及び氏名 請求者の所属、役職及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額

備考

- 一 旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。
- 二 概算払に係る旅費を精算する場合であって、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、出張旅費精算請求書及び赴任旅費精算請求書のうち、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。
- 三 請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。

別表第2 旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（種目）

区分	記載事項又は記録事項
一 鉄道賃	運賃、料金及び費用の各金額並びに合計金額
二 船賃	運賃、料金及び費用の各金額並びに合計金額
三 航空賃	運賃、座席指定料金及び費用の各金額並びに合計金額
四 その他の交通費	金額
五 宿泊費	夜数及び金額
六 包括宿泊費	夜数及び金額
七 宿泊手当	夜数及び定額
八 転居費	金額
九 着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額
十 家族移転費	第一号から第七号まで及び第九号の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員
十一 渡航雑費	金額

別表第3 宿泊費基準額

区分	役員等	その他の職員
宿泊費基準額 (1夜につき)	国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号)別表第二に定める指定職職員等の額	国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号)別表第二に定める職務の級が十級以下の者の額

別表第4 宿泊手当

区分	役職員
宿泊手当（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第三に定める額

別表第5 外国旅行の転居費に係る家財運送量の上限

区分	上限
家財の運送単位を容積により算出する場合	役職員
	配偶者
	子（1人につき）
家財の運送単位を重量により算出する場合	役職員
	配偶者
	子（1人につき）